

施策目標1 - 1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策期間

目標達成年度：毎年度（基準年度：毎年度）

主管課（課長名）

生涯学習政策局調査企画課（弦本 英一）

関係局課（課長名）

生涯学習政策局政策課（上月 正博）

施策の概要

改正教育基本法の理念の下、豊かな人間性を備えた創造的な人材育成のための教育改革を推進するため、教育改革について周知・啓発を図る。また、教育統計調査及び国際研究協力活動等の着実な実施を図る。

評価

豊かな人間性を備えた創造的な人材育成のための教育改革に関する周知・啓発活動や、教育改革を支えるために基本となる教育統計調査、国際研究協力活動等の取り組みは、順調に進捗した。今後は、根拠・データにもとづいた施策立案の推進のため、教育の費用対効果分析を一層進めることが課題である。

達成目標

達成目標1-1-1 A（イA）

改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図りつつ、必要な文教施策の企画・立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施する。具体的には、パンフレットの配布や各種会議を実施するなどして、教育振興基本計画の内容をはじめとした教育改革に関する広報・啓発を行う。本目標の達成状況を測る指標として、各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定状況を設定する。

- ・判断基準 1-1-1イ各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定状況

判断基準イ	各都道府県・政令指定都市の教育に係る基本的な計画の策定状況（平成22年度までに全都道府県・政令指定都市（66）において策定を目標） S=6割以上（40）の都道府県・政令指定都市において計画が策定された。 A=5割以上（33）6割未満の都道府県・政令指定都市において計画が策定された。 B=4割以上（27）5割未満の都道府県・政令指定都市において計画が策定された。 C=現状（平成21年4月現在）以上（23）4割未満の都道府県・政令指定都市において計画が策定された。
-------	--

【改正教育基本法をはじめとする教育改革の趣旨の広報啓発の実施】

（判断基準イ）

改正教育基本法や、同法を受けて策定された教育振興基本計画の内容を、地方教育行政関係者が集まる各種会議でパンフレットを配布するなどして周知したことにより、都道府県・政令指定都市における教育に係る基本的な計画が37件策定されるなど、教育改革についての国民の理解を一定程度得ることができた。

また、教育振興基本計画にも盛り込まれている教育機会の確保から、教育費負担の軽減の問題を中心議題とする「教育安心社会の実現に関する懇談会」を開催した。平成21年7月には同懇談会報告をとりまとめ、今後の施策展開の方向性を示すとともに、都道府県・政令指定都市教育委員会など関係機関へ送付し、趣旨徹底を図った。

（指標）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成20年度	平成21年度
各都道府県（47）・政令指定都市（19）の教育に係る基本	-	-	-	23 （平成21年4	37 （平成22年4

的な計画の策定状況				月1日現在)	月1日現在)
-----------	--	--	--	--------	--------

(指標に基づいたデータ・資料等)

- ・各都道府県(47)・政令指定都市(19)の教育に係る基本的な計画の策定状況
(作成:文部科学省)(作成又は公表時期:平成22年8月2日)(基準時点又は対象期間:各年度4月1日)
(所在:文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm))に掲載予定)

達成目標 1-1-2 A(イA、ロA、ハB、ニA)

教育統計調査等の着実な実施を図り、教育行政施策の企画立案等に必要な基礎情報を収集し、それらを文部科学省等における施策立案に幅広く活用できるようにするとともに、広く国民に提供する。

- ・判断基準 1-1-2イ 教育統計調査ホームページアクセス件数
- ・判断基準 1-1-2ロ 調査票情報の二次利用及び提供の件数
- ・判断基準 1-1-2ハ 各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数
- ・判断基準 1-1-2ニ 統計調査の調査票の回収率(公表の時期に達した統計調査)

判断基準(総合)	指標ごとに評価を行い、その平均から全体評価を判断する(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。
	S=3.4~4.0 A=2.6~3.4未満 B=1.8~2.6未満 C=1.0~1.8未満

判断基準イ	教育統計調査ホームページアクセス件数
	S= 1,000,000件以上 A= 999,999~750,000件 B= 749,999~500,000件 C= 500,000件未満

判断基準ロ	調査票情報の二次利用及び提供の件数
	S= 300件以上 A= 200~300件 B= 100~200件 C= 100件未満

判断基準ハ	各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数
	S=61か国以上 A=60~51か国 B=50~41か国 C=40か国以下

判断基準ニ	統計調査の調査票の回収率(公表の時期に達した統計調査数)
	S=100% A=90%以上100%未満 B=80%以上90%未満 C=80%未満

教育統計調査については、平成21年度に3調査(「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「地方教育費調査」)を実施し、5調査(「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「社会教育調査」、「地方教育費調査」、「子どもの学習費調査」)を公表した。また、諸外国の教育制度等に関する調査・研究を行い、収集されたデータは報告書等により公表した。

(指標・参考指標)

判断基準	17	18	19	20	21
イ.教育統計調査ホームページアクセス件数			792,481件	793,448件	764,969件
ロ.調査票情報の二次利用及び提供の件数					225件
ハ.各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数			37ヶ国	52ヶ国	46ヶ国
ニ.統計調査の調査票の回収率(公表の時期に達した統計調査数)	98.9% (4調査)	98.7% (4調査)	100.0% (4調査)	100.0% (3調査)	94.3% (5調査)

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・イ 教育統計調査ホームページアクセス件数/ロ 調査票情報の二次利用及び提供の件数/ハ 各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数/ニ 統計調査の調査票の回収率(公表の時期に達した統計調査数)
(作成:文部科学省)(作成又は公表時期:毎年8月~翌年3月)(基準時点又は対象期間:各年度)
(所在:文部科学省)

1. 統計調査の提供については、紙媒体で報告書として公表しているもののほか、ホームページ等を通じて電子的な形で各種の統計データを広く国民に提供しているが、このうち各調査の「アクセス件数」を指標としてみると、文部科学省ホームページ「統計情報」のうち、生涯学習政策局調査企画課が実施している統計調査(学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査、社会教育調査、地方教育費調査、子どもの学習費調査の6調査)へのアクセス件数は平成21年度間に764,969件であった。(A)
2. 統計調査にかかる調査票情報については、統計法(平成19年法律第53号)第32条に基づき、一定の要件のもと文部科学省内の施策立案のための集計資料等として二次利用できる旨を定めており、また、同法第33条に基づき、一定の要件のもと文部科学省外に調査票情報を提供できることとしている。平成21年度においては、文部科学省内111件、文部科学省外114件の計225件の二次利用及び提供を承認した。(A)
3. 各国の教育基礎資料のデータベースの更新・追加を平成21年度間は46ヶ国に関して行い、諸外国教育制度に関する基本情報の収集を行った。(B)
4. 平成21年度の教育統計調査については遅滞なく適切に実施・公表を行い、文部科学省内はもとより国民に報告書・ホームページ等により提供をすることができた。各調査の信頼性の指標となる「調査票の回収率」については、平成21年度内に公表の時期に達した5つの統計調査(学校基本調査、学校保健統計調査、社会教育調査、地方教育費調査、子どもの学習費調査)で回収率94.3%を達成した。(A)

達成目標 1-1-3 A(イA,ロA)

ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する。

- ・判断基準 1-1-3 イ:国際機関等との国際教育協力の実施状況
- ・判断基準 1-1-3 ロ:国際機関等との国際比較調査の実施状況

判断基準イ	国際機関等との国際教育協力の実施状況
	S=国際機関等との協議に基づき、予定どおり実施された。 A=概ね国際機関等との協議に基づき、予定どおり実施された。 B=国際機関等との協議に基づく予定どおりには実施されなかった。 C=実施されなかった。

判断基準ロ	国際機関等との国際比較調査の実施状況
	S=調査研究を実施し、客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供し、文教政策の企画立案のために積極的に活用された。 A=調査研究を実施し、客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供した。 B=調査研究を実施したが、客観的で信頼性の高いデータ・情報が提供できなかった。 C=調査研究が実施されなかった。

(指標・参考指標)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1.国際セミナーの参加国数 人数	24か国 58人	27か国 48人	20か国 38人	19か国 23人	13か国 30人	6か国 15人	14か国 23人
2.PISAの参加国数	41か国			57か国			66か国
3.TIMSSの実施数	49システム				68システム		

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・1「国際セミナーの参加国数/人数」(作成:国立教育政策研究所)(作成又は公表時期:各年度末)(基準時点又は対象期間:各年度)
(所在:国立教育政策研究所)
- ・2「PISAの参加国数」
(作成:OECD)(作成又は公表時期:調査終了時)(基準時点又は対象期間:参加時)
(所在:OECD/PISAホームページ(URL:http://www.pisa.oecd.org/))
- ・「TIMSSの実施数」
(作成:IEA)(作成又は公表時期:調査終了時)(基準時点又は対象期間:参加時)

(所在：IEA ホームページ (URL：http://www.iea.nl/))

ユネスコおよび諸外国等からの日本の教育に関する情報・データの要請に対し適宜情報提供を行なうとともに、わが国の教育の在り方を見直す参考とするために成人教育等に関する諸外国の情報の収集を行い、関係機関との情報の共有を図った。

ユネスコ、OECD及びIEA等の国際機関との国際教育協力活動及び国際比較調査研究について、国内外において実施等協力活動を推進した。これにより、教育改革を進めるにあたって必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供している。

国際教育協力活動として、平成21年度はユネスコとの協力のもと「成人教育」をテーマとする国際セミナーを開催するとともに、日本の教育動向に関する報告書をユネスコに提出した。また、国際比較調査研究として、OECDおよびIEAの関係会議においてOECD生徒の学習到達度調査(PISA)及びIEAの国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)の国際比較可能性の拡充の検討を推進するとともに調査の継続実施の体制整備をするるとともに、国際成人力調査(PIAAC)の予備調査の準備作業を進めた。

国際比較調査結果は、中央教育審議会総会や教育課程部会等において参考資料として提出され、教育課程の改訂などの審議に活用され、文部科学省の諸施策の決定に大きな影響を与えている。

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

(達成目標1-1-1)

改正教育基本法においては、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画(教育振興基本計画)を定めることが規定され、改正教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、「教育立国」の実現に向けて、我が国の未来を切り拓く教育の振興に政府全体で取り組んでいく必要があることが明記された。

教育改革を実効あるものとするためには、引き続き、その趣旨や理念を踏まえ、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的にどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにする必要がある。

(達成目標1-1-2、1-1-3)

教育統計調査や国際研究協力活動等に基づく国際比較に関するデータの収集・分析の実施は、文部科学省における教育施策の企画・立案を、十分な客観性と信頼性を備えて実行していくために必要不可欠なものである。

【有効性の観点】

(達成目標1-1-1)

改正教育基本法や、同法を受けて策定された教育振興基本計画などを周知することにより、地方公共団体における教育に係る基本的な計画が37件策定されるなど、教育改革についての国民の理解を一定程度得ることができた。引き続き、当該事業を行うことにより、教育振興基本計画の円滑的な実施などの教育改革の推進や、国民各層への理解を得ることができると想定される。

(達成目標1-1-2)

教育統計調査については適切に実施するとともに、教育統計調査は文部科学省の施策立案の基礎資料となるだけでなく、広く一般国民にも教育に関する統計情報を提供しており、有用である。

(達成目標1-1-3)

国際研究協力活動等に基づく国際比較に関するデータの収集・分析は文部科学省における教育施策の企画・立案を十分な客観性と信頼性を備えて実行していくために必要不可欠なものである。

世界における日本の教育状況を把握すること、されに教育水準などを向上させるための基盤となる情報収集や協力関係の構築は、非常に重要である。

【効率性の観点】

(事業インプット)

・教育改革の総合的推進	38百万円
・基幹統計調査等	230百万円
・国立教育政策研究所における国際機関等との国際教育協力の実施	214百万円

(事業アウトプット)

教育統計調査等については、オンライン化を実施することで効率性を高め、回収率を高位に保つようにするとともに、国際研究協力活動は、国際的なルール等に基づき厳密かつ効率的に実施。

さらに、本事業の実施により、国際機関等との国際比較調査の結果から、わが国の教育の長所・短所が明らかになり、文部科学省の施策としての学習指導要領等の改正に必要なデータの取得が見込まれる。

(事業アウトカム)

上記のアウトプットにより、国民各層の教育改革への理解増進がなされるとともに、十分な客観性・信頼性を備えた教育統計調査等のデータに基づく着実な教育改革の推進を行うことができる。

施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容（教育振興基本計画等）など、教育改革についての国民の理解をさらに得るため、引き続き、教育改革の推進や国民各層への理解を得る努力が必要。

また、統計調査及び各種統計データは毎年の継続性が重要であることから、今後も教育行政の施策・立案に資するための基礎的データを収集及び提供することが最重要課題である。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（平成22年7月）

< 廃止 >

- ・教育統計調査の普及等

< 縮減 >

- ・教育改革の総合的推進
- ・地方教育費及び行政の実態調査
- ・内外教育事情等調査
- ・学校基本調査
- ・学校保健統計調査
- ・政府統計共同利用システムの整備
- ・政策研究機能高度化推進経費
- ・国際研究協力経費

< 現状維持 >

- ・社会教育調査

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
<p>教育改革の総合的推進（開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：38百万円） 【平成21年度達成年度到来事業】</p>	
<p>改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図るとともに必要な文教施策の企画・立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施した。</p>	<p>基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容を地方教育行政関係者が集まる各種会議でパンフレットを配布するなどして周知した。</p> <p>また、教育振興基本計画にも盛り込まれている教育機会の確保の観点から、教育費負担の軽減の問題を中心議題とする「教育安心社会の実現に関する懇談会」を開催。同懇談会報告をとりまとめ、都道府県・政令指定都市教育委員会など関係機関へ送付した。</p> <p>事業全体としては、平成19～20年度で各年度全国7ヶ所において開催した「教育改革セミナー」にて教育改革の趣旨を徹底することができた。あわせて、平成19～21年度に実施した委託調査において教育改革の総合的推進のための情報収集を行った。</p>
<p>基幹統計調査等（開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：230百万円） 【平成21年度達成年度到来事業】</p>	
<p>教育統計調査を適切に実施・集計し、結果を報告書等により公表した。また、諸外国の教育事情について調査・研究を行い報告書等により公表した。</p>	<p>教育統計調査については、平成21年度に3つの調査（「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「地方教育費調査」）を実施し、公表すべき調査の5調査（「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「社会教育調査」、「地方教育費調査」、「子どもの学習費調査」）は平成21年度に公表した。また、諸外国の教育制度等に関する調査・研究を行い、収集されたデータは報告書等により公表した。これらの事業により、文部科学省の教育行政施策の企画立案等に幅広く活用され、広く国民に提供することができた。</p>

国立教育政策研究所における国際機関等との国際教育協力の実施（開始：平成 19 年度 終了：平成 21 年度 21 年度
 予算額：214 百万円）【平成 21 年度達成年度到来事業】

「成人教育」をテーマとして国際セミナーを開催し、研究協議及び情報交換を行う。
 第 4 回 PISA 本調査を実施し、平成 24 年度に実施する第 5 回 PISA 本調査の準備を行う。
 平成 22 年度に実施する TIMSS S 2011 年調査の予備調査を行う。
 平成 22 年度に実施する PIAAC の予備調査の準備を行う。

平成 22 年 2 月にユネスコの協力のもとで、「成人教育」をテーマとして国際セミナーを開催し、研究協議及び情報交換を行った。PISA の本調査の実施、TIMSS の予備調査の実施、PIAAC の予備調査の準備作業を行った。
 事業全体としては、平成 19～20 年度に、「アジア・太平洋地域教育改革と教育研究セミナー」、「万人のための教育（EFA）促進に向けた生涯学習の観点に関する専門家会合」、「生涯学習政策国際フォーラム」、「就学前教育政策専門家のためのスタディ・ビジット・プログラム」を実施するとともに、PISA2006 年調査の国際結果の公表、PISA2009 年調査の予備調査等を実施した。

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要
-	-	-